

のおがた

議会だより

9月定例会

- ◆ 令和4年度直方市一般会計歳入歳出決算を認定
- ◆ 令和5年度直方市一般会計補正予算を可決

直方リバーサイドパーク



直方リバーサイドパーク



福智山ろく花公園



直方の秋

表紙の写真は直方市内で撮影した秋の風景です。

主な内容

【9月定例会】

P.2 提出議案とその結果

P.3 賛否の分かれた議案、質疑

P.4 委員会の審査

P.5 意見書、一般質問

P.12 委員会紹介

水仙

9月定例会に提出された議案等とその結果

決算

議案第 71 号	令和 4 年度直方市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 72 号	令和 4 年度直方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 73 号	令和 4 年度直方市同和地区住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 74 号	令和 4 年度直方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 75 号	令和 4 年度直方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 76 号	令和 4 年度直方市上頓野産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第 77 号	令和 4 年度直方市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定
議案第 78 号	令和 4 年度直方市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定

条例

議案第 79 号	直方市火災予防条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 80 号	直方市手数料条例及び直方市印鑑登録条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 81 号	直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 82 号	直方市市民公園条例の一部を改正する条例について	原案可決

予算

議案第 87 号	令和 5 年度直方市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 88 号	令和 5 年度直方市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 89 号	令和 5 年度直方市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決

人事

議案第 84 号	直方市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 85 号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
議案第 86 号	直方市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
選挙第 7 号	直方市議会副議長選挙	選挙
選挙第 8 号	直方市・北九州市岡森用水組合議会議員補欠選挙（組合規約第 5 条第 2 項第 2 号）	選挙

その他

議案第 83 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 90 号	学校給食費請求事件に関する和解に代わる決定について	原案可決
意見書案第 9 号	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について	原案可決
意見書案第 10 号	ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書について	原案可決
意見書案第 11 号	健康保険証の存続を求める意見書について	原案可決

報告

報告第 11 号	専決処分事項の報告について（道路災害に係る損害賠償の額を定めること）	報告
報告第 12 号	専決処分事項の報告について（道路災害に係る損害賠償の額を定めること）	報告
報告第 13 号	債権放棄の報告について	報告
報告第 14 号	直方市土地開発公社の経営状況について	報告
報告第 15 号	公益財団法人直方文化青少年協会の経営状況について	報告
報告第 16 号	令和 4 年度直方市の財政の健全化判断比率について	報告
報告第 17 号	令和 4 年度直方市上頓野産業団地造成事業特別会計の資金不足比率について	報告
報告第 18 号	令和 4 年度直方市水道事業会計の資金不足比率について	報告
報告第 19 号	令和 4 年度直方市下水道事業会計の資金不足比率について	報告
報告第 20 号	令和 4 年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について	報告

賛否の分かれた議案

会派名	公明党		正誠会		市民クラブ		ふたば		日本共産党		プラタナス		令和会		れいめい						
議案番号	議員名	宮園祐美子	紫村博之	岡松誠二	篠原正之	野下昭宣	澄田和昭	中西省三	草野知一郎	那須和也	渡辺和幸	高宮 誠	村田明子	矢野富士雄	松田 昇	渡辺幸一	渡辺克也	森本裕次	安永浩之	田代文也	
第71号		○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第72号		○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第74号		○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第75号		○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第77号		○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第87号		○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第89号		○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見書案 第11号		×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○：賛成、×：反対、欠：欠席、棄：棄権

—：議長には賛成・反対の意思表示をする表決権がありませんが、賛成・反対が同数になった場合、可否を決める裁決権があります。

※その他の結果については、全会一致で賛成となっています。

質 疑

9月定例会で質疑が行われた議案については次のとおりです。

議案番号	議案名	発言者	質疑項目
第71号	令和4年度直方市一般会計歳入歳出決算の認定について	那須 和也	【歳出】ふるさと納税業務委託料 ほか
		渡辺 和幸	【歳出】学童保育事業 ほか
		高宮 誠	【歳出】イベント開催委託料 ほか
第72号	令和4年度直方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	渡辺 和幸	歳入歳出決算認定全般について
第74号	令和4年度直方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	渡辺 和幸	歳入歳出差引残高について ほか
第78号	令和4年度直方市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	渡辺 和幸	下水道の普及について ほか
第81号	直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	村田 明子	学校規模適正化基本指針検討委員会について ほか
第87号	令和5年度直方市一般会計補正予算(第3号)	渡辺 和幸	【歳出】低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金 ほか
		高宮 誠	【歳出】成長戦略策定ワークショップ委託料 ほか
		那須 和也	【歳出】校内ネットワーク復旧業務委託料
第88号	令和5年度直方市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	渡辺 和幸	【歳出】健保組合等出産育児一時金臨時補助金 ほか
報告 第13号	債権放棄の報告について	渡辺 和幸	債権放棄に至った経緯について ほか

各常任委員会

9月22・25・26日に開催
され付託された議案につい
て審査した主な内容です。

総務常任委員会

令和5年度直方市一般会計
補正予算(第3号)のうち
所管分について

災害補償費について、今
回の公務災害における事故
の検証は行っているのか尋
ねました。

所管課からは、災害が発
生した場合は、日時や場所、
被災状況等を記載した災害
発生報告書を被災職員から
所属長を通じて人事課に提
出してもらい、書面により
確認するようになっていま
すとの回答がありました。

さらに委員からは、書面
だけでは分からないため、
現場検証をすることで今後
の対策を取れると思うが、
どのように考えているか尋
ねました。

所管課からは、現場での
聞き取りや確認も含め、今
後検討した上で対応してい
きたいとの回答がありまし

た。

委員会としては、何より
もケガや事故を起こさない
ことが第一であるため、職
員への注意喚起だけではな
く、重大事故に関する検証
や再発防止対策、マニユア
ルの作成など、他自治体を
参考に実施するよう要望し
ました。

次に、財産管理費の修繕
料について、タイルの張替
えに伴う内壁改修工事の工
期と日程はどのようなよう
になっているか尋ねました。

所管課からは、工期は3
か月程度を見込んでおり、
日程は本議案可決後に、速
やかに入札準備及び業者選
定に取り掛かるとの回答が
ありました。

さらに委員からは、庁舎
1階の吹き抜け部分で工事
を行うのであれば、土・日
や夜間を使って徐々に施工
していくのか尋ねました。

所管課からは、開庁しな
がらの工事となるため、土・
日や時間外等を利用しつつ、
できることから施工してい
く作業となるとの回答が
ありました。

採決の結果、可決すべき
ものと決定しました。

教育民生常任委員会

令和4年度直方市一般会計
歳入歳出決算の認定につい
てのうち所管分について

スクールソーシャルワー
カー配置業務委託料につい
て、スクールソーシャルワ
ーカーを配置したことによ
る効果はあったか尋ねまし
た。

所管課からは、令和4年
度は週1日程度の配置であ
ったが、不登校の児童・生
徒が学校に行けるようにな
ったり、遅刻が多かった児
童・生徒の遅刻が少なくな
ったり、また、保護者との
つながりもできたりと、効
果は十分であったとの回答
がありました。

また、今後増員の予定は
あるか尋ねました。

所管課からは、今年度は
週5日に増日しているが、
十分ではない。増員や内容
の充実も含めて検討が必要
であると考えているとの回
答がありました。

委員会からは、スクール
ソーシャルワーカーの増員
を検討するよう要望しまし
た。

採決の結果、認定すべきも
のと決定しました。

令和4年度直方市介護保険
特別会計歳入歳出決算の認
定について

居宅介護福祉用具購入費
及び居宅介護住宅改修費に
ついて、執行率がどちらも
50%を下回っている。各サ
ービスの審査について、書
類を提出して、許可される
までにどのくらいの時間を
要するのかと尋ねました。

所管課からは、窓口に来
庁され、書類不備等があれ
ば指摘し再提出という場合
もあるが、書類がそろって
から通常数日、遅くとも2
週間程度と案内している
との回答がありました。

その回答を受け、審査が
厳しく時間がかかっている
ので、執行率が悪いのでは
ないかと尋ねました。

所管課からは、事前に必
要書類の周知を行うことで
提出書類の不備をなくすよ
う努力している。また、適
正な審査及び迅速化を図れ
るよう、職員への研修を強
化し、しっかり対策を取っ
ていきたいとの回答があ
りました。

産業建設常任委員会

令和4年度直方市一般会計
歳入歳出決算の認定につい
てのうち所管分について

直方市大規模宴会場等事
業継続支援給付金について、
第1期募集の際は付してい
た市税滞納の要件を、第2
期募集に際し削除した理由
を尋ねました。

所管課からは、当初から
市税の滞納がないことを削
除すると、限られた予算の
中、滞納のない事業者が補
助金を受けられない可能性
がある。補助金の原則であ
る公平性の観点から、第1
期申請を受け付け、第1期
の申請件数と申請金額の状
況を踏まえ、第2期の申請
については、新型コロナウイルス
感染症拡大に起因し
て生活や企業経営が困難に
なり滞納状況となっている

方への救済措置として、「直方市補助金交付基準」の特例措置が設けられたことに伴い、本件給付金の交付要綱を改正し、市税の滞納状態となっている事業者への交付要件を緩和したとの回答がありました。

委員会からは、コロナ禍で傷んだ事業者への支援の必要性については理解するものの、令和4年12月定例会での追加提案の時期、市税滞納の要件を外す要綱の改正に関する手続きについて、疑念を抱かせることとなったことは甚だ遺憾である。今後は議会に対し、より丁寧な説明を行うとともに、透明性の確保に努めるよう要望しました。

採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

令和5年度直方市一般会計補正予算（第3号）のうち所管分について
プレミアム商品券発行事業費補助金について、今回から市民優先の販売とするとのことだが、どのような

条件で販売を行うのかと尋ねました。

所管課からは、プレミアム商品券の申込みについては、従来どおり市内、市外の方問わず申込みは可能であるが、申込みが上限に達した場合、市民の方を優先して抽選を行うこととしている。市民の方の申込みが上限を下回った場合のみ、市外の方の抽選を行う予定であるとの回答がありました。



意見書

今定例会では、次の意見書が提出され、採決の結果可決しました。可決した意見書を、関係行政庁等に送付しました。

◎下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

送付先は、内閣官房長官、厚生労働大臣、国土交通大臣、感染症危機管理担当大臣です。

◎ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

送付先は、厚生労働大臣、国土交通大臣、文部科学大臣です。

◎健康保険証の存続を求める意見書

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、デジタル大臣です。

一般質問

9月定例会の一般質問は、9月11日から14日までの4日間行われ、15名の議員が市政について質問しました。一般質問は、議案と関係なく市政全般にわたり執行機関に対して執行状況や将来に対する方針などについて所信を尋ねたり、報告、説明を求めるものです。



YouTubeはこちら

渡辺克也 議員

質問 直方市が設置している施設の管理運営について

令和5年3月議会で上頓野の用水路に設置されているフェンスが老朽化し、至るところに穴が空き、危険な状態だから至急このフェンスの張り替えをお願いしたが、当時の土木課長の答弁では「目視したところ穴は確認できなかった」との

答弁だった。即座にそのフェンスの状況写真を産業建設部長に見せたが何の連絡もない。まだ危険な状態で放置されているのか。議会では虚偽の答弁をした場合はどうなるのか。

答弁

令和5年3月定例会一般質問での議員からの申し出を受け、改めて現地及びフェンスの状態を地権者と確認したところ、老朽化部分も見られ、隣のフェンスの施工年度も同等と想定されたことから、一連での施工が好ましいと判断を行った。施工方法については、地権者確認のうえ、隣接箇所のフェンスと同様にビニール被覆のフェンス施工を行った。議会で虚偽の答弁をした場合について、法令等で規定されたものはない。議員指摘のフェンスに関する事項については、「目視による調査により修繕が必要となる大きな損傷は確認できておりません」との答弁のとおりであり、虚偽の答弁という認識はない。